



固定資産税

バリアフリー改修・省エネ改修・長期優良住宅の新築など、一定の工事を行った人は申請をお願いします。
問合 税務課固定資産税係（市役所1階9番窓口）

1 バリアフリー改修工事

平成19年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）について、平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に居住部分に対して廊下の拡幅や手すりの取り付けなどの一定のバリアフリー改修工事を行った場合、その住宅に係る固定資産税額のうち、100m²相当分までの3分の1の額を翌年度に限り減額します。

要件

△改修工事を行った居住部分に65歳以上の人、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている人、または一定の障がいのある人が居住すること

△改修工事の内容が、通路また

減額についてのお知らせ

は出入り口の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、または床表面の滑り止め化であること

△改修工事費用が、補助金などを除き、30万円以上であること

△居住部分の床面積がその住宅全体の床面積の2分の1以上であること

△過去にバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置と重複して同時に適用を受けることはできません

△改修工事終了後3か月以内に申請書を税務課固定資産税係まで提出

△居住者の要件を確認できる書類

△改修工事の内容および改修工事に要した費用の額を確認できる書類

△改修工事を行つた箇所の工事前後の写真

その他注意事項

△耐震改修工事に伴う固定資産税の減額措置、または新築住宅に係る固定資産税の減額措置と重複して同時に適用を受けることはできません

△過去にバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置の適用を受けたことのある住宅は適用を受けることはできません

△居住部分以外を有する住宅の場合、住宅全体の床面積に対する居住部分の床面積（1戸あたり最大100m²）の割合に相当する固定資産税額が減額の対象となります

△居住部分以外を有する住宅の場合、住宅全体の床面積に対する居住部分の床面積（1戸あたり最大120m²）の割合に相当する固定資産税額が減額の対象となります

△都市計画税は減額措置の対象になります

2 省エネ改修工事

平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）について、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に居住部分に對して一定の省エネ改修工事を行った場合、その住宅に係る固定資産税額のうち、一戸当たり120m²相当分までの3分の1の額を翌年度に限り減額します。

要件

△次の①から④までの改修工事のうち、①を含む改修工事を行い、改修工事によりそれぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること

①窓の改修工事

②床の断熱改修工事

③大井の断熱改修工事

△外壁の断熱改修工事
△当該改修工事費用が30万円以上であること

△居住部分の床面積が、その住宅全体の床面積の2分の1以上であること

△省エネ改修工事の内容および改修工事終了後3か月以内に申請書を税務課固定資産税係まで提出

△省エネ改修工事に伴う固定資産税額を証する書類

その他注意事項

△建築士（登録建築士事務所に所属する人に限る）、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行した現行の省エネ基準に適合している証明書

△耐震改修工事に伴う固定資産税額を証する書類

△建築士（登録建築士事務所に所属する人に限る）、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行した現行の省エネ基準に適合している証明書

△耐震改修工事に伴う固定資産税額を証する書類

△新築した年の翌年1月31日までに申告書を税務課固定資産税係まで提出

△申請方法 次の書類を添付して改修工事終了後3か月以内に申請書を税務課固定資産税係まで提出

△居住部分の床面積が50m²（1戸建て以外の賃貸住宅の場合40m²）以上280m²以下であること

△バリアフリー改修、省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額措置と重複して同時に適用を受けることはできません

△マンションなどの場合、建物全体で耐震基準に適合する必要があります

△居住部分以外の部分を有する住宅の場合、居住部分の床面積（1戸あたり最大120m²）のその住宅全体の床面積に対する割合に相当する固定資産税額が減額の対象となります

△都市計画税は減額措置の対象になります

△新築住宅に係る固定資産税の減額措置と重複して同時に適用を受けることはできません

△居住部分以外の部分を有する住宅の場合、住宅全体の床面積に対する割合に相当する固定資産税額が減額の対象となります

△都市計画税は減額措置の対象になります

3 耐震改修工事

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行った場合、その住宅に係る固定資産税額のうち、一戸当たり120m²相当分までの2分の1の額を翌年度から一定期間減額します。

要件

△建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるような改修工事であること

△改修工事費用が1戸当たり30万円以上であること

△居住部分の床面積がその住宅全体の床面積の2分の1以上になります

4 長期優良住宅の新築

平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間に一定の要件を満たす長期優良住宅を新築した場合、その住宅に係る固定資産税のうち、一戸当たり120m²相当分までの2分の1の額を一定期間減額します。

要件

△長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長

△居住部分の床面積がその住宅全体の床面積の2分の1以上であること

△この場合、建築住宅課で証明書を発行

△耐震改修工事の内容および耐震改修工事に要した費用の額を確認できる書類

△耐震改修工事の内容および耐震改修工事に要した費用の額を確認できる書類

固定資産税減額についてのお知らせ

事業者の皆さん
ご協力をお願いします

固定資産税（償却資産）の実地調査を行っています

市内で工場や商店などを経営し、その事業のために機械・装置、器具・備品などの事業用資産（償却資産）を所有している人は、毎年1月1日現在の資産の状況を市に申告しなければなりません。

市では、市内事業所に対し、これらの事業用資産の状況を確認させていただくため、調査を隨時行っています。

つきましては、税務課職員が事業所を訪問し、帳簿書類（固定資産台帳、決算書類および法人税（所得税）の申告書など）を確認させていただく場合がありますので、その際にはご協力をお願いします。

問合 税務課固定資産税係（市役所1階9番窓口）

△都市計画税は減額措置の対象になります

税の減額措置または新築住宅に係る固定資産税の減額措置と重複して同時に適用を受けることはできません

△過去に省エネ改修工事に伴う固定資産税の適用を受けたことのある住宅は適用を受けることはできません

△居住部分以外の部分を有する住宅の場合、住宅全体の床面積に対する居住部分の床面積（一戸あたり最大120m²）の割合に相当する固定資産税額が減額の対象となります

△都市計画税は減額措置の対象になります

△建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるような改修工事であること

△改修工事費用が1戸当たり30万円以上であること

△居住部分の床面積がその住宅全体の床面積の2分の1以上になります

5 固定資産税減額についてのお知らせ

事業者の皆さん
ご協力をお願いします

固定資産税（償却資産）の実地調査を行っています

市内で工場や商店などを経営し、その事業のために機械・装置、器具・備品などの事業用資産（償却資産）を所有している人は、毎年1月1日現在の資産の状況を市に申告しなければなりません。

市では、市内事業所に対し、これらの事業用資産の状況を確認させていただくため、調査を随时行っています。

つきましては、税務課職員が事業所を訪問し、帳簿書類（固定資産台帳、決算書類および法人税（所得税）の申告書など）を確認させていただく場合がありますので、その際にはご協力をお願いします。

問合 税務課固定資産税係（市役所1階9番窓口）

△都市計画税は減額措置の対象になります

税の減額措置または新築住宅に係る固定資産税の減額措置と重複して同時に適用を受けることはできません

△過去に省エネ改修工事に伴う固定資産税の適用を受けたことのある住宅は適用を受けることはできません

△居住部分以外の部分を有する住宅の場合、住宅全体の床面積に対する居住部分の床面積（一戸あたり最大120m²）の割合に相当する固定資産税額が減額の対象となります

△都市計画税は減額措置の対象になります

△建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるような改修工事であること

△改修工事費用が1戸当たり30万円以上であること

△居住部分の床面積がその住宅全体の床面積の2分の1以上になります

6 固定資産税減額についてのお知らせ

事業者の皆さん
ご協力をお願いします

固定資産税（償却資産）の実地調査を行っています

市内で工場や商店などを経営し、その事業のために機械・装置、器具・備品などの事業用資産（償却資産）を所有している人は、毎年1月1日現在の資産の状況を市に申告しなければなりません。

市では、市内事業所に対し、これらの事業用資産の状況を確認させていただくため、調査を随时行っています。

つきましては、税務課職員が事業所を訪問し、帳簿書類（固定資産台帳、決算書類および法人税（所得税）の申告書など）を確認させていただく場合がありますので、その際にはご協力をお願いします。

問合 税務課固定資産税係（市役所1階9番窓口）

△都市計画税は減額措置の対象になります

税の減額措置または新築住宅に係る固定資産税の減額措置と重複して同時に適用を受けることはできません

△過去に省エネ改修工事に伴う固定資産税の適用を受けたことのある住宅は適用を受けることはできません

△居住部分以外の部分を有する住宅の場合、住宅全体の床面積に対する居住部分の床面積（一戸あたり最大120m²）の割合に相当する固定資産税額が減額の対象となります

△都市計画税は減額措置の対象になります

△建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるような改修工事であること

△改修工事費用が1戸当たり30万円以上であること

△居住部分の床面積がその住宅全体の床面積の2分の1以上になります

7 固定資産税減額についてのお知らせ

事業者の皆さん
ご協力をお願いします

固定資産税（償却資産）の実地調査を行っています

市内で工場や商店などを経営し、その事業のために機械・装置、器具・備品などの事業用資産（償却資産）を所有している人は、毎年1月1日現在の資産の状況を市に申告しなければなりません。

市では、市内事業所に対し、これらの事業用資産の状況を確認させていただくため、調査を随时行っています。

つきましては、税務課職員が事業所を訪問し、帳簿書類（固定資産台帳、決算書類および法人税（所得税）の申告書など）を確認させていただく場合がありますので、その際にはご協力をお願いします。

問合 税務課固定資産税係（市役所1階9番窓口）

△都市計画税は減額措置の対象になります

税の減額措置または新築住宅に係る固定資産税の減額措置と重複して同時に適用を受けることはできません

△過去に省エネ改修工事に伴う固定資産税の適用を受けたことのある住宅は適用を受けることはできません

△居住部分以外の部分を有する住宅の場合、住宅全体の床面積に対する居住部分の床面積（一戸あたり最大120m²）の割合に相当する固定資産税額が減額の対象となります

△都市計画税は減額措置の対象になります

△建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるような改修工事であること

△改修工事費用が1戸当たり30万円以上であること

<p

